資料４

岩手県法規集データベース維持管理業務

企画提案審査要領

令和８年 11 月

岩　手　県

岩手県（以下「県」という。）が実施する「岩手県法規集データベース維持管理業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定は、公募型プロポーザル方式によって行うものとする。

委託候補者を選定するための企画提案書審査の概要については、次のとおりとする。

１　審査機関

（１）　本業務に係るプロポーザルの審査については、審査・選考に係る委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとする。

（２）　委員会は、参加者から提出された企画提案書等について、別途定める審査基準に基づき、審査を行い、その結果を県に報告するものとする。

２　審査項目及び配点

配点は 600 点満点とし、審査項目ごとの配点は次のとおりとする。

審査項目	配　点
（１）　提出書類及びプレゼンテーション	30 点
（２）　本業務との類似の業務の実績	30 点
（３）　本県における事務所の有無及び担当者の配置	30 点
（４）　サービスの内容	90 点
（５）　保守体制	90 点
（６）　法規集データベースの維持管理のスケジュール	60 点
（７）　支援体制	60 点
（８）　業務委託実施の際の職員の作業	60 点
（９）　その他業務に関する工夫	90 点
(10)　経費	60 点

３　審査方法及び県への報告方法

（１）　審査は、企画提案書及び参加者による委員会の場でのプレゼンテーションに基づいて行うものとする。

（２）　参加者が６者を超える場合には、委員会の部会において、企画提案書による審査（以下「１次審査」という。）を実施し、上位と評価された６者により、委員会において、企画提案書及びプレゼンテーションに基づく審査を行うものとする。

（３）　参加者が６者以下であった場合には、１次審査は実施しないものとする。なお、参加者が１者のみであった場合にも、委員会において企画提案書及び参加者によるプレゼンテーションに基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その旨を県に報告するものとする。

（４）　委員会の委員は、企画提案書及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査基準ごとに評価を行い、審査基準等に評点を記入するものとする。

（５）（４）の評点の合計点に基づき、委員ごとに上位３者まで順位点（１位－５点、２位－３点、３位－１点）をつけ、それを委員会で合計した総得点により順位をつけて、県に報告するものとする。

なお、総得点が同点の場合には、総評点の高い者を上位者とするものとする。

プロポーザル審査基準

審査項目、審査の観点及び配点

審査項目	審査の観点	配　点
1　提出書類及びプレゼンテーション	提出書類及びプレゼンテーションは、分かりやすい内容か。	30 点
2　本業務との類似の業務の実績	国又は地方公共団体への同内容のサービス提供の良好な実績を有するか。	30 点
3　本県における事務所の有無及び担当者の配置	（1）　本店及び支店の有無 （2）　正担当及び副担当の有無	30 点
4　サービスの内容	（1）　現行のサービス以上のサービスが提案されているか。 （2）　業務内容を確実に実施できるか。（客観的なデータの有無）	90 点
5　保守体制	（1）　システムに障害が発生した際に対応する体制が整備されているか。 （2）　最新版と同一内容のバックアップデータを随時提供できるか。	90 点
6　法規集データベースの維持管理のスケジュール	（1）　データ更新回数及びスケジュールは適当か。 （2）　契約の始期からサービスを提供できるか。	60 点
7　支援体制	（1）　法規集データベースの使用に係る研修の実施、マニュアルの作成等ができるか。 （2）　利用者の質問、要望等に速やかに、かつ、適切に対応することができる体制か。 （3）　最新のデータを CD-ROM 媒体で提供することができるか。	60 点
8　業務委託実施の際の職員の作業	本業務委託の実施に際して、職員が法規集データベースの使用を開始するための作業等の負担が過大でないか。	60 点
9　その他業務に関する工夫	職員の業務に係る利便性を考慮して工夫改善している事項があるか。	90 点
10　経費	（1）　上限額の範囲内の経費となっているか。 （2）　委託する業務の内容に基づき、適切に積算されているか。	60 点
合計		600 点